一　指定を受けた者
　氏　名　ネルス・クリスチャン・ハンセン
　生年月日　千九百八十二年十月二十七日
二　指定をした特定外国法
　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるものアメリカ合衆国ニューヨーク州において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第二十六号

　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。
　平成二十八年一月十五日
　　法務大臣　岩城　光英
　氏　名　ジョー・マイケル・ササヌマ
　生年月日　千九百八十一年八月七日

○厚生労働省告示第五号

　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。
　平成二十八年一月十五日
　　厚生労働大臣　塩崎　恭久
「アメリカ合衆国（アイオワ州、ウィスコンシン州、サウスダコタ州、ネブラスカ州、ノースダコタ州、ペンシルベニア州、ミシガン州、ミズーリ州及びミネソタ州を除く。）」を「アメリカ合衆国（ペンシルベニア州及びミシガン州を除く。）」に、「ボスニア・ヘルツェゴビナ　ポルトガル」を「ボスニア・ヘルツェゴビナ　ポルトガル」に改める。

○農林水産省告示第六十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
　平成二十八年一月十五日
　　農林水産大臣　森山　**裕**
一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　岡山県倉敷市児島唐琴町一四二二の三一（国有林）
　(二)　保安林として指定された目的　魚つき
　(三)　解除の理由　道路用地とするため
二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　岡山県倉敷市児島唐琴町一四二二の三一（国有林）
　(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
　(三)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第六十二号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
　平成二十八年一月十五日
　　農林水産大臣　森山　**裕**
一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市鹿野町乙亥正字合谷三九四の三・三九四の一〇から三九四の一三まで（以上五筆国有林）
　二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
　三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第六十三号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
　平成二十八年一月十五日
　　農林水産大臣　森山　**裕**
一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市鹿野町乙亥正字合谷三九四の三・三九四の一〇から三九四の一三まで（以上五筆国有林）
　二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
　三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六十四号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
　平成二十八年一月十五日
　　農林水産大臣　森山　**裕**
一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市金沢字坂津山分六八三の七・六八三の八（以上二筆国有林）、六八三の四（次の図に示す部分に限る。）
　二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
　三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十五号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十八年一月十五日
　　農林水産大臣　森山　**裕**
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　広島県東広島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
　二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
　三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　東広島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十六号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十八年一月十五日
　　農林水産大臣　森山　**裕**
一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡倶知安町（次の図に示す部分に限る。）
　(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
　(三)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道古平郡古平町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
　(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
　(三)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(1)　主伐は、択伐による。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十七号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十八年一月十五日
　　農林水産大臣　森山　**裕**
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県一関市藤沢町大籠字洞木三五の一から三五の三まで、七五の一から七五の四まで、七六の一から七六の三まで、七七、一一〇の一、一一〇の二、一一二、一一三の一から一一三の四まで、一一四の一、一一四の二、一一五の一から一一五の三まで
　二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
　三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字洞木三五の一・七五の一・七七・一一五の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三五の二、三五の三、七五の三、七六の一から七六の三まで
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）